

建設現場の遠隔臨場に関するモデル工事 特記仕様書

1. 建設現場の遠隔臨場に関するモデル工事

「建設現場の遠隔臨場に関するモデル工事（以下、「本モデル工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」「材料確認」「立会」及び「検査」の遠隔臨場を行うものである。なお、本モデル工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』に基づき実施する。

2. 実施内容

(1) 「段階確認」「材料確認」「立会」及び「検査」での確認

- ① 受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroid やi-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」「材料確認」「立会」及び「検査」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本モデル工事に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本モデル工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。アンケートは以下ホームページより入手し、本モデル工事の遠隔臨場が終了次第速やかに県土整備部技術管理課 (gijyutsu@pref.mie.lg.jp) あてメールにて提出し、その写しを監督員に提出すること。

●アンケート調査表：【受注者用】遠隔臨場モデル工事に関するアンケート

<https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/87627000001.htm>

(4) 費用

本モデル工事に要する費用は、工事实施に必要な施工管理費として、設計変更で全必要額を技術管理費に積み上げ計上する。

ただし、検査に要する費用は受注者の負担となります。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000931416.pdf>